

新ひだか町共同企業体取扱要綱の一部改正について

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>新ひだか町共同企業体取扱要綱</p> <p>第1条～第19条(略)</p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第20条 経常建設共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 工事1件の請負代金額(乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担工事1件の請負代金額)が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が、発注する建設工事(乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分)に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者(国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額の<u>3倍未満であり</u>、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。なお、乙型の経常建設共同企業体の場合にあつては、各構成員が分担する建設工事の金額により監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場</p>	<p>新ひだか町共同企業体取扱要綱</p> <p>第1条～第19条(略)</p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第20条 経常建設共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 工事1件の請負代金額(乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担工事1件の請負代金額)が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が、発注する建設工事(乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分)に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者(国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額に<u>満たない場合</u>で、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。なお、乙型の経常建設共同企業体の場合にあつては、各構成員が分担する建設工事の金額により監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場</p>

に専任又は兼任で配置するものとする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、監理技術者又は主任技術者の専任は要しないものとする。

第21条～第49条（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の新ひだか町共同企業体取扱要綱の規定は、令和3年4月1日以後に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについて適用し、同日前に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年3月2日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の新ひだか町共同企業体取扱要綱の規定は、令和5年4月1日以後に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについて適用し、同日前に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

に専任又は兼任で配置するものとする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、監理技術者又は主任技術者の専任は要しないものとする。

第21条～第49条（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の新ひだか町共同企業体取扱要綱の規定は、令和3年4月1日以後に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについて適用し、同日前に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。